

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年8月31日

国立大学法人 京都大学
学 長 湊 長 博

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 京都大学（南部）総合研究棟（医学部C棟）等改修その他電気設備工事
- (2) 工事場所 京都市左京区吉田橋町 京都大学医学部構内
- (3) 工事内容 本工事は、医学部C棟（鉄筋コンクリート造、地上5階、延べ面積3,854㎡）の内外
部改修工事を行うものである。
なお、本工事に関連する建築工事、機械設備工事については、別途発注される予定である。
- (4) 工 期 令和8年10月から令和9年3月31日まで
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (7) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提に工期を設定している。

2. 競争参加資格

- (1) 国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした電気工事に係る令和7・8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格確認認定通知書の記2の等級）が、A又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 総合評価の評価項目に示す「企業の施工能力」及び「配置予定技術者の能力」の欠格に該当しないこと（入札説明書参照）。
- (5) 平成23年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、次に掲げる基準を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - ① 構 造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
 - ② 建物規模 延べ面積1,000㎡以上（改修の場合は改修延べ面積）
 - ③ 建物用途 公共施設、学校施設又は研究施設
 - ④ 工事種別 新営又は全面的な改修電気設備工事
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 上記（5）に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人京都大学から「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止措置（以下「取引停止措置」という。）又は、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
- (9) 上記1.に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 近畿地区（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人京都大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照）。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」、「価格」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の（イ）、（ロ）の要件に該当する者のうち、下記（2）④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
（イ）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
（ロ）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高32点、「施工体制評価点」は最高30点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、下記（3）①及び②の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 「施工体制評価点」の算出方法は、下記（3）③の評価項目毎に評価を行い、企業の施工体制に応じ、施工体制評価点として付与するものとする。
- ④ 価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び③によって得られる「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

(3) 評価項目

評価項目は以下のとおりとする。

- ① 企業の技術力
 - ・ 企業の施工能力
 - ・ 配置予定技術者の能力
- ② 企業の信頼性・社会性
 - ・ 法令遵守（コンプライアンス）
 - ・ 地域精通度
 - ・ 地域貢献度
 - ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進
- ③ 企業の施工体制
 - ・ 品質確保の実効性
 - ・ 施工体制確保の確実性

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒606-8501 京都市左京区吉田本町
京都大学施設部施設企画課施設契約掛
電話番号 075-753-2308（直通）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和8年8月31日（月）から令和8年9月11日（金）午後5時まで

京都大学ホームページにて交付する。（京都大学トップページ>京大について>調達情報>建設・工事等>入札情報）

なお、設計図書等の入手方法は、入札説明書によるものとする。

(3) 申請書及び資料の提出期限及び方法

令和8年8月31日（月）から令和8年9月11日（金）までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記（1）の提出場所に持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること（電送（ファクシミリ、電子メール）による提出は認めない。）。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和8年9月17日（木）から令和8年10月5日（月）午前12時までに、電子入札システムにより提出すること（土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日の令和8年10月5日（月）は午前12時まで。）。ただし、発注者の承諾を得た場合は、提出期間内に、上記（1）に持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）（電送（ファクシミリ、電子メール）による提出は認めない。）し、開札日には開札に立ち会うこと。

開札は、令和8年10月6日（火）午前9時30分、京都大学施設部入札室において行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除。
- ② 契約保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる時、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる時は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

(5) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、最低基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

(6) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 施工体制の審査のため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4. (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 手続における交渉の有無 無

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(13) 詳細は入札説明書による。